

更新登録か新規登録かを
○印で囲んで下さい。

申請する建築士事務所が事務所協会の会員で
ある場合は○印で囲んで下さい。

別記様式第1号

更新

新規

会員

*

適合証明技術者登録番号

0 3

記入しないでください。

適合証明技術者登録申請書

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長

公益社団法人 日本建築士会連合会会長

殿

「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(既存住宅)等に係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」を確認のうえ遵守することを誓約し、登録を申請します。この申請書の記載事項は事実に相違ありません。

令和 2 年 8 月 1 日

登録申請者

フラット 35 株式会社
代表取締役 住宅 太郎

(開設者の氏名・法人の場合は名および代表者氏名)

フラット 35 株式会社 代表取締役

本登録申請書にご記入いただいた個人情報、登録業務に必要な場合以外に使用いたしません。

登録者	建築士事務所	ふりがな	ふらつとさんじゅうご かぶしきがいしゃ いっきゅうけんちくしむしょ		
		名称	フラット 35 株式会社 一級建築士事務所		
		ふりがな	〒0000-0000		
		所在地	東京都文京区後楽0-0-0		
		Eメールアドレス	000000@000000.co.jp	必ずご記入ください。	
	電話	00-0000-0000	FAX	00-0000-0000	
	登録開設者	法人の場合	名称	フラット 35 株式会社	
			代表者の氏名及び役名	ふりがな	じゅうたく たろう
	個人の場合	氏名	法人の場合は記入不要です。		
	上建築士事務所	建築士法第23条の3による登録年月日及び登録番号	平成 〇年〇〇月〇〇日	(都道府県名) 東京都	登録番
種別(該当種別を○印で囲む)		1級・2級・木造) 建築士事務所			
氏名		てきごう けんいち		適合 健一	
建築士資格種別	1級	すべての住宅についての業務を行うことができる※1		建築士登録年月日	
	2級	マンションに係る適合証明業務に関して、建築士法第3条の2及び第3条の3に定める範囲の住宅に限り業務を行うことができる※2		昭和 〇〇年〇〇月〇〇日	
	木造	戸建て等の住宅に限り業務を行うことができる		建築士登録番号	
				〇〇〇〇〇〇	
既存住宅状況調査技術者資格					
登録有効期限	令和 〇年 3 月 31 日	講習登録機関名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (修了証明書番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)			

申請者印(開設者印)を押印してください。シャチハタは不可。

フラット 35 株式会社 代表取締役

開設者届出印を押印してください。シャチハタは不可。※適合証明業務を行う際に使用する印鑑です。

適合

建築士届出印を押印してください。シャチハタは不可。※適合証明業務を行う際に使用する印鑑です。

令和 3 年(2021) 4 月以降有効な資格をお持ちの方のみご記入ください。

届出印は適合証明業務を行った際に使用する印鑑です。

※1 2級建築士事務所又は木造建築士事務所に所属する1級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、それぞれ2級建築士又は木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

※2 木造建築士事務所に所属する2級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

※3 既存住宅状況調査技術者資格を有している登録予定建築士は、修了証明書番号を記入してください。

(注意) 1. *印欄は記入しないで下さい。
2. 申請にあたっては、①建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録を証する書類の写し、②登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し、③登録予定建築士の写真2枚(縦3.0cm、横2.4cm、最近3ヶ月以内に撮影したもの、カラー)、④公的機関発行の写真付き資格者証等、⑤既存住宅状況調査技術者資格者証の写しを添付して下さい。

適合証明業務に関する確認書(記載例)

適合証明業務に関する確認書

(記入日) 令和 2 年 6 月 30 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿
 沖縄振興開発金融公庫 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

* 適合証明技術者登録番号 0 3

建築士事務所	名称	フラット35株式会社一級建築士事務所		
	所在地	東京都文京区後楽〇-〇-〇		
	事務所登録年月日	■平成 □令和 29 年 9 月 15 日		
	事務所登録番号	都道府県名 (東京都) 知事登録 第〇〇〇〇 号		
登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名称	フラット35株式会社	代表者印(※) フラット35
		代表者の氏名及び役名	代表取締役 住宅 太郎	
	個人の場合	氏名	【自署】 法人の場合、記載不要です。 個人の場合、自署してください。	印
適合証明技術者	適合証明技術者氏名	【自署】	適合 建一	印
	建築士登録年月日	□昭和 ■平成 □令和 10 年 5 月 20 日		
	建築士登録番号	東京都 第〇〇〇〇 号		

登録開設者が法人の場合、法務局届出の代表者印(丸印)を押印してください。

シャチハタ印不可。

適合証明技術者氏名は自署してください。

※ 登録開設者が法人の場合の代表者印欄には、法務局届出の代表者印(丸印)を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者(以下「建築士事務所等」と総称する。)は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に対し、適合証明業務(住宅又は住宅の改良が機構の定める技術基準に適合することの証明に関する業務。以下「適合証明業務」という。)の実施に関する以下の事項について直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。

なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が責任を負うことと確認します。

- 適合証明技術者は、機構が別に定める適合証明業務実施細則(適合証明技術者実務手引をいう。)及び機構から指示があった場合の当該指示(以下「実施細則等」という。)に則り、適合証明業務を行わなければならないこと。
- 建築士事務所及び当該建築士事務所の登録開設者は、適合証明技術者が行う適合証明業務について実施細則等に則り適正に遵行されるよう監督しなければならないこと。
- 建築士事務所等(廃業、退職等をした者を含む。)は、適合証明業務に関して知り得た適合証明業務の依頼者及び対象となる物件等に係る秘密を、第三者に漏らしてはならないこと及び適合証明業務以外の目的のために複製、利用してはならないこと。
- 建築士事務所等は、適合証明業務についてその責めに帰すべき事由により機構に損害を与えたときには、機構に対して連帯して異議なくその損害を補償しなければならないこと。
 なお、適合証明書が交付された住宅が、機構の定めるフラット35の技術基準に適合しないために、当該技術基準に適合することを前提に借入金金利を引下げるための費用などに充てるために交付された国費を使用できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。
- 登録規程^{※1}第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所的一方又は双方に対して登録規程^{※1}第11条第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{※1}第5条第2項の登録証明書を登録窓口へ返納しなければならないこと。